

月報 (平成30年10月号)

# いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158  
 FAX 0225-22-2442

## 1 一般職業紹介状況 (平成30年8月内容) について

### 【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.67倍となり、前年同月比では0.11ポイント下回り、前月比では0.01ポイント上回りました。

### 【求人のようす】

○ 新規求人数は1,612人で、前年同月比で7.4%減(前年同月差128人減)、前月比で1.1%増(前月差17人増)となりました。

○ 月間有効求人数は4,816人で、前年同月比で4.7%減(前年同月差238人減)、前月比で0.2%増(前月差11人増)となりました。

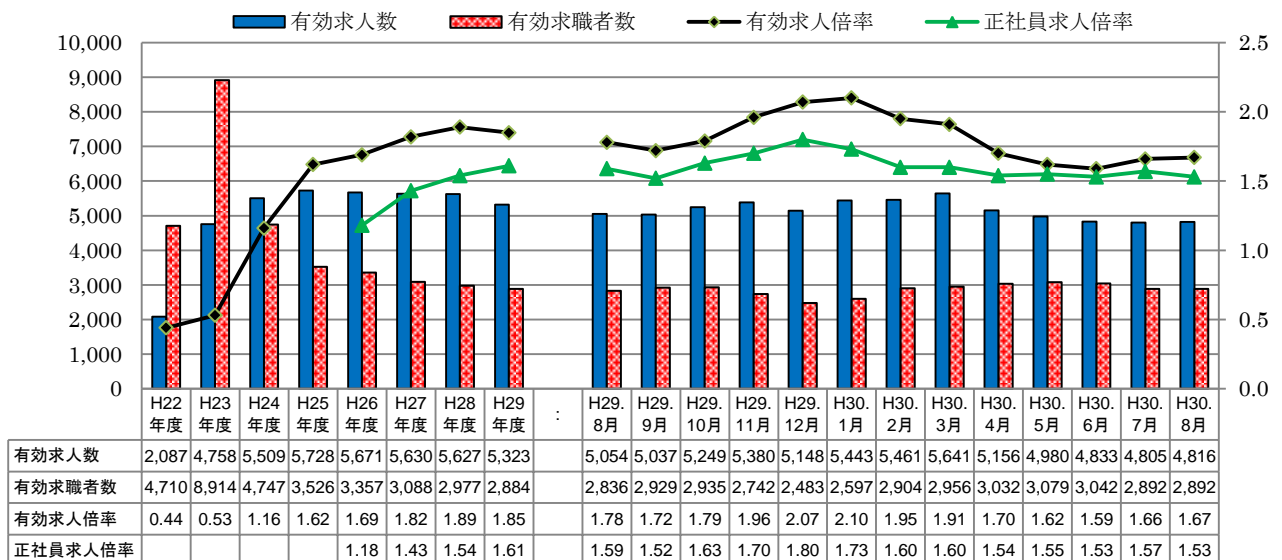
### 【求職のようす】

○ 新規求職者数は757人で、前年同月比で4.0%増(前年同月差29人増)、前月比で8.1%増(前月差57人増)となりました。

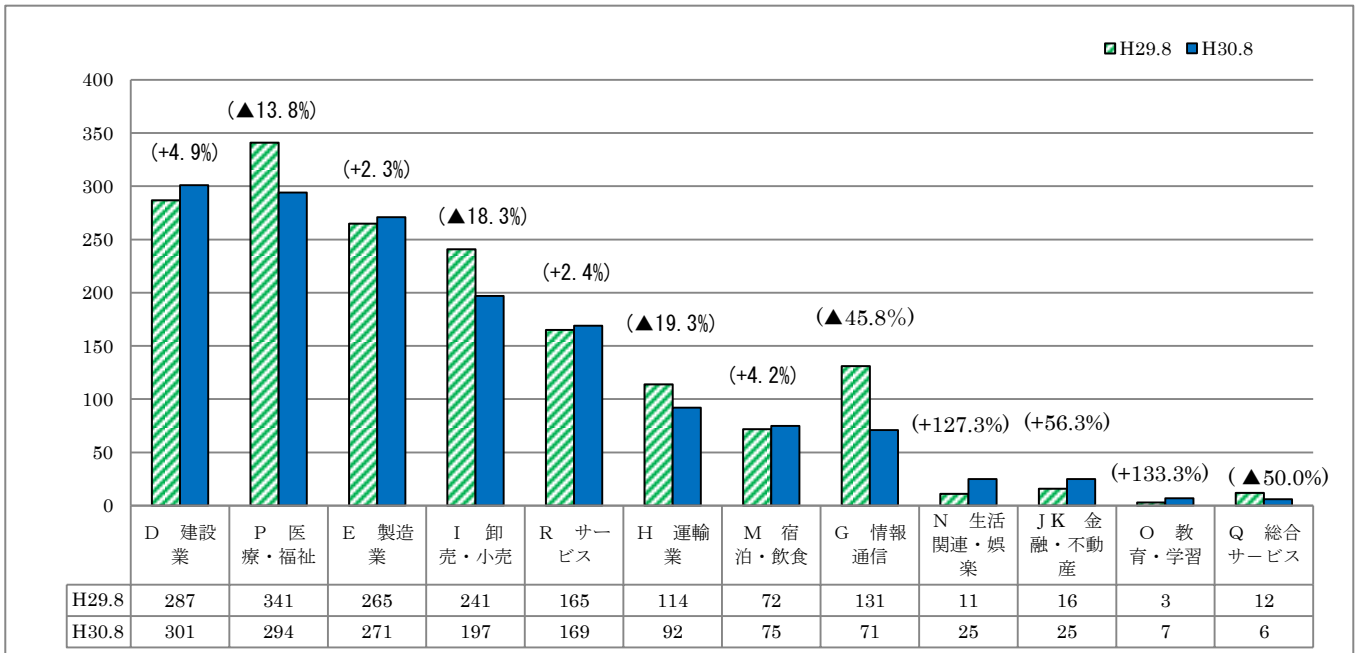
○ 月間有効求職者数は2,892人で、前年同月比で2.0%増(前年同月差56人増)、前月比は同数となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,487人で51.4%、45歳以上54歳以下は593人で20.5%、55歳以上は812人で28.1%となっています。

## 求人・求職の状況



## 2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、建設業が301人で、前年同月比で4.9%増（前年同月差14人増）、製造業が271人で、同2.3%増（同6人増）、サービス業が169人で、同2.4%増（同4人増）となりました。

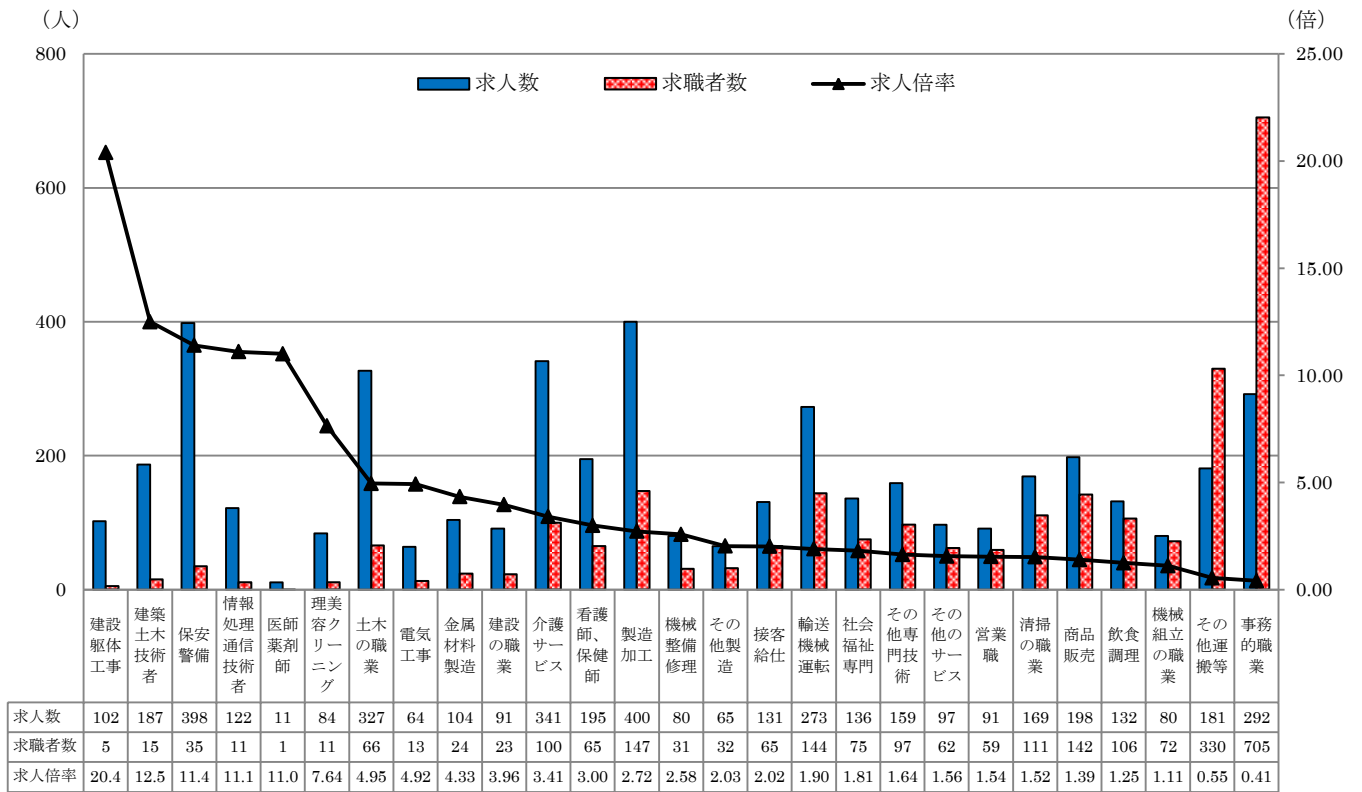
一方、医療・福祉が294人で、同13.8%減（同47人減）、卸売業・小売業が197人で、同18.3%減（同44人減）、運輸業が92人で、同19.3%減（同22人減）となりました。

## 3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,612	*	*	1.1	▲7.4	
月間有効求人数	4,816	*	*	0.2	▲4.7	
新規求職者数	757	328	428	8.1	4.0	
うち雇用保険受給者	151	58	93	2.7	▲9.6	
月間有効求職者数	2,892	1,314	1,571	0.0	2.0	
うち雇用保険受給者	979	399	579	2.6	▲7.2	
求人倍率	新規	2.13	*	*	▲0.15P	▲0.26P
	有効	1.67	*	*	0.01P	▲0.11P
紹介件数	996	466	529	▲7.0	1.5	
うち雇用保険受給者	192	83	108	7.3	3.8	
就職件数	310	140	170	▲13.6	▲7.5	
うち雇用保険受給者	70	27	43	1.4	▲13.6	
新規就職率	41.0	42.7	39.7	▲10.3P	▲5.0P	

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

### 4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用  
 ※ 求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

### 5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	46	8	19	12	7	48.4	31.4
新規登録者数	37	5	19	8	5	94.7	60.9
就職件数	14	2	1	10	1	7.7	55.6
月末現在有効求職者数	420	134	68	184	34	6.1	20.3

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

### 6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	16	*	*	0.0	60.0
	廃止事業所数	4	*	*	▲60.0	33.3
	月末現在事業所数	4,182	*	*	0.3	0.7
被保険者関係	資格取得者数	522	291	231	▲28.0	▲20.8
	資格喪失者数	603	332	281	▲5.5	▲3.1
	離職票交付件数	335	*	*	▲13.2	▲8.5
	月末現在被保険者数	46,737	27,443	19,294	▲0.1	1.0
給付金関係	受給資格決定数	173	71	102	0.6	▲11.3
	一般給付受給者数	626	264	362	▲0.9	▲10.7
	一般給付金額	71,569	35,821	35,748	▲0.1	▲8.7
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	▲100.0
	個別延長給付金額	0	0	0	-	▲100.0

## 宮城県最低賃金 《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改訂されました。

時間額 **798**円

**平成30年10月1日から！**  
（9月30日までは時間額772円）

最低賃金の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等、時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車小売業などの特定の産業で働く労働者には、宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

## 労働者の募集・採用における年齢制限禁止について

～求めるのは年齢ですか、能力ですか？～

平成19年10月の雇用対策法の改正により、労働者の募集および採用の際には、原則として、年齢を不問としなければなりません。

この年齢制限の禁止は、民間の職業紹介事業者・求人広告・ホームページなどを通じて、募集・採用する場合にも広く適用されます。

求人者の皆様！年齢にとらわれない人物本位、能力本位の募集・選考への一層のご理解をお願いします。

なお、各種法令の規定により年齢制限が必要な場合など、例外的に認められる場合がありますので、ハローワークにお問い合わせください。